

令和2年度西川町住環境向上及び住宅・木材産業活性化緊急促進事業補助金交付要綱  
(住宅リフォーム支援分)

(目的)

第1条 町長は、住宅の質の向上及び新型コロナウイルス感染症の影響を受け低下が懸念される町民の住宅投資意欲を喚起し、町内経済の活性化を図るため、町内の住宅等の「新・生活様式」に対応したリフォーム工事を行う者に対し、西川町補助金等の適正化に関する規則(昭和40年10月町規則第2号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 町内に存する住宅で、自らが所有し、かつ、自らが居住する住宅をいう。
- (2) 空き家 事業、貸付け及び居住を目的とした使用がなされていない建築物(新築後に当該建築物での居住の実態が全くないもの及び賃貸用のものを除く。)であって、次のいずれかにより取得し、かつ、自らが居住することとなるものをいう。
  - ア 売買(平成31年4月1日以降に成立し、買主が個人であるもの及び平成31年4月1日以降に中古住宅診断を受けたものに限る。)
  - イ 贈与(平成31年4月1日以降に成立し、受贈者が個人であるものに限る。)
  - ウ 相続(平成29年4月1日以降に相続したものに限る。)
- (3) 住宅等 住宅、空き家をいう。
- (4) リフォーム工事 別表第1から別表第3までに掲げる工事をいう。ただし、表中に記載のない工事については、県と協議して追加できるものとする。
- (5) 町内業者 町内に住所を有する個人事業者又は町内に本店若しくは主たる事業所を有する法人をいう。

(補助対象工事)

第3条 補助金の交付の対象となる工事は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 住宅等のリフォーム工事を行うものであること。
- (2) リフォーム工事の施工にあたり、町内業者と請負契約を締結するものであること。
- (3) リフォーム工事に要する経費には、町が実施する他の制度により補助金を受けた部分の工事に係る経費を含まないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助申請時において、町内に住所及び居住する住宅を有する者。ただし、町内に住所及び居住する住宅を有しない場合は、補助金申請年度の3月31日までに町内に住所を有し、かつ、居住する住宅を有する見込みの者
- (2) 町内業者の施工により前条に掲げる補助対象工事を行う者
- (3) 町税等に滞納がない者
- (4) この要綱による補助金の交付を受けていない者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、対象経費（保険金等の支払があった場合は、当該保険金等の額を控除した額。以下同じ。）の50パーセント以内の額又は20万円のいずれか低い額とする。

2 前項の対象経費には工事に付随する設計及び工事監理に要する経費並びに消費税及び地方消費税を含むものとする。

3 第1項の規定により算定した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 補助金の交付は、令和2年9月1日以降に着手され、令和3年3月31日までに竣工するリフォーム工事を行う住戸1戸につき、1回に限るものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 交付申請書の様式は、規則第5条の規定にかかわらず、西川町住環境向上及び住宅・木材産業活性化緊急促進事業補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）によるものとする。

2 申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象工事に係る見積書の写し
- (2) 補助対象工事に係る位置図
- (3) 補助対象工事に係る工事図面
- (4) 補助対象工事に係る請負契約書の写し
- (5) 着工前写真
- (6) 資金計画書（別記様式第4号）
- (7) その他町長が必要と認める書類

（工事の内容変更等の承認）

第7条 規則第7条第1項第1号の規定によりリフォーム工事の変更又は中止について承認を受けようとする者は、西川町住環境向上及び住宅・木材産業活性化緊急促進事業補助金交付変更（取下げ）申請書（別記様式第2号）を町長に提出しなければならない。

2 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更とは、補助金の額の増額をしない工事費等の変更の場合とする。

（工事完了報告）

第8条 実績報告書の様式は、規則第14条の規定にかかわらず、西川町住環境向上及び住宅・木材産業活性化緊急促進事業補助金工事完了報告書（別記様式第3号。以下「完了報告書」という。）によるものとする。

2 完了報告書は、工事が完了した日から20日を経過した日又は令和3年3月31日のいずれか早い日までに町長に提出するものとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象工事に要した費用に係る領収書の写し
- (2) 補助対象工事の施工写真（工事中及び工事完了後）
- (3) その他町長が必要と認める書類

（審査）

第9条 この要綱による補助金の交付に関する審査を行うため、西川町住環境向上及び住宅・木材産業活性化緊急促進事業補助金審査会（以下「審査会」という。）を置き、次の者をもって組織する。

- (1) 副町長
- (2) 総務課長

- (3) 産業振興課長
- (4) 健康福祉課長
- (5) 建設水道課長

2 審査会に委員長を置き、副町長をもって充てる。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 町長は、補助対象者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他町長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消された交付対象者が、既に補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和2年10月 日から施行する。

### 別表第1(第2条関係)

工事内容	
1-1	宅配ボックスを設置する工事
1-2	モニター付きインターホンを設置する工事
1-3	開閉や施錠などタッチレスで行える玄関ドアを設置する又は既設の玄関ドアをタッチレス玄関ドアに改修する工事
1-4	玄関脇手洗い器を設置する工事
1-5	タッチレス水栓器具を設置する工事

### 別表第2(第2条関係)

工事内容	
2-1	玄関ドアを閉めたままでも換気できる通風式玄関ドアや玄関に網戸を設置する工事
2-2	居室の換気をするための換気設備を設置する工事
2-3	感染が疑われる家族を隔離するためのステイルーム（室内に洗面台とトイレを設置する）工事
2-4	感染リスクを少なくするためトイレを1箇所以上増設する工事
2-5	抗菌・抗ウイルス機能のある建材へ更新する工事(内装材、手すり等)
2-6	住宅内に手洗い器を追加設置する工事
2-7	居室等の換気のために新たに開口部や網戸を追加する工事又は既設の開口部に網戸を設置する工事
2-8	洋式便座を自動開閉式便座に交換する工事

別表第3(第2条関係)

工事内容	
3-1	テレワーク等を行うための防音に配慮した工事
3-2	居室等の一角にテレワーク等を行えるワークスペースを設置する工事